

那覇市障がい者相談支援事業委託事業者募集に関する質問への回答 令和7年10月17日
(質問受付該当期間 令和7年9月19日～令和7年10月9日)

質問内容		回答
項目	内容	
仕様書p.2 「5 職員体制 (1) 資格要件等について」	次のような場合、委託相談事業所の職員として配置することが可能か？ 社会福祉主事任用資格を有し、児童ディ約9年勤務経験、サービス管理責任者経験が1年以上あり、相談支援専門員初任者研修受講済み、計画相談員としての実務経験が2年。	資格要件はいずれかに該当することとしています。 ①現に相談支援専門員として登録しているもの。 ②社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援を行うために必要と認められる資格を有し、障がい児者等の相談支援等に関する実務経験を3年以上有していること。